

平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 ほか

被告 北陸電力株式会社

第62準備書面

- 能登半島地震で明らかになった志賀原発の脆弱性及び被告の技術的能力の欠如 -

2026年1月9日

金沢地方裁判所民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正明

ほか



目次

第1	はじめに	2
第2	外部電源喪失の危険性	6
1	能登半島地震における外部電源の喪失	6
2	福島第一原発事故で明らかになった外部電源確保の重要性	7
3	変圧器の重要性	9
4	非常用電源の不確実性	9
5	小括	10
第3	シビアアクシデント対策の不備	11
1	能登半島地震により生じた事象	11
2	可搬型設備の耐震要求の不足	12
3	恒設設備の位置付けがバックアップ対策にとどまっていること	13
4	恒設設備の頑健性の不足	15
5	小括	17
第4	被告の技術的能力の欠如	17

1	国会事故調報告書の指摘.....	17
2	能登半島地震における被告の対応	18
3	想定できなかった変圧器の破損.....	20
4	人的リソースが全く不十分であること	20
5	原子炉等規制法の要求	21

第1 はじめに

- 2024年1月1日16時10分に発生したマグニチュード7.6の能登半島地震は、その後に余震が続いたこともあり、奥能登地方を中心に大きな被害をもたらした。家屋などの損壊にとどまらず、崖崩れや地盤の崩壊によって道路が破壊される現象がいたる所で起きた。

震央（破壊開始点の直上の地表）から約70km南東にある志賀原発でも大きな揺れを計測した。地表で震度5弱、1号機の原子炉建屋最下階の床面で最大加速度399.3ガルを観測した。もっとも、この最大加速度は、志賀原発の基準地震動を下回るものであり、想定内の地震動であった（震源断層は想定外であったが、震央から離れていたため、地震動は基準地震動を下回った。）。

- このように想定内の地震動であったにもかかわらず、志賀原発では、以下のように多くのトラブルが発生した（甲A171）。

No.「1-」は1号機、「2-」は2号機、「共-」は1、2号機共通。

No.	件名	事象概要
1-①	起動変圧器からの油漏れ	変圧器の絶縁油が約 3,600 リットル（推定）堰内に漏えいしたことを確認。
1-②	使用済み核燃料プール水の飛散	使用済み核燃料プールの波打ち現象（スロッシング）を確認。飛散した量は約 95 リットル、放射能量は約 17,100Bq。

1-③	タービン補機冷却水系サージタンクの水位低下	原子炉建屋、タービン建屋の換気空調系の冷却コイルから冷却水が漏えいし、水位が低下していることを確認。
1-④	放水槽防潮壁の傾き	放水槽の周囲（全周約 108m）に津波対策として設置した鋼製の防潮壁（高さ 4 m）の南側壁が、地震の影響により数 cm 程度傾いていることを確認。
1-⑤	純水タンク水位低下	純水タンクの水位が、毎分 7.3 リットル程（438 リットル/時）で低下していることを確認。
1-⑥	所内変圧器及び主変圧器の放圧板の動作	地震発生時に所内変圧器及び主変圧器の放圧板が動作していたことを確認。
1-⑦	放水槽及び補機冷却排水連絡槽防潮壁の基礎の沈下発生	放水槽及び補機冷却排水連絡槽の周囲に津波対策として設置した鋼製の防潮壁（高さ 4m）の基礎の一部が、地震の影響により数 cm 沈下していることを確認。
1-⑧	高圧電源車使用箇所付近の段差発生	高圧電源車使用箇所付近の道路に数 cm 程度の段差が発生していることを確認。
1-⑨	高圧炉心スプレイディーゼル発電機の試運転中における自動停止	1 月 16 日に発生した志賀町震度 5 弱の地震後の保安確認措置として、ディーゼル機関を起動し、発電機を所内電源系統に接続する試運転をしていたところ自動停止した。
1-⑩	制御棒駆動機構ハウジングが落下した場合に支持する部品の脱落	令和 6 年能登半島地震後の発電設備全般に対する耐震健全性点検（3 月 1 日～27 日実施）において、制御棒駆動機構ハウジングが落下した場合に支持する部品の脱落を確認。

2-①	主変圧器からの油漏れ	変圧器の絶縁油が約 19,800 リットル（推定）堰内に漏えいしていることを確認。
2-②	使用済み核燃料プール水の飛散	使用済み核燃料プールの波打ち現象（スロッシング）を確認。飛散した量は約 326 リットル、放射エネルギーは約 4,600Bq。
2-③	低圧タービンにおける「伸び差大」警報発生	地震の揺れにより「伸び差大」の警報発生。
2-④	使用済み核燃料プール落下物	使用済み核燃料プール内に保管してあった原子炉冷却材再循環ポンプの検査装置の一部が使用済み核燃料プールの底部に落下していることを確認。
2-⑤	励磁電源変圧器の放圧弁の動作	変圧器上部にある放圧弁の動作により導油管を通じて変圧器の絶縁油約 100 リットル（推定）が堰内に排出されたことを確認。
2-⑥	取水槽内の海水面の上昇	取水槽内の海水面が通常より約 3m 上昇していたことを確認。
共-①	廃棄物処理建屋エキスパンションジョイントシールカバーの脱落	1 号機廃棄物処理建屋と 2 号機廃棄物処理建屋を接続するゴム製のシール部材（エキスパンション）を覆う金属製のカバーが脱落していることを確認。
共-②	物揚場埋立部の舗装コンクリートの沈下発生	物揚場の埋立部において、地震の影響により舗装コンクリートが沈下し、段差が発生していることを確認。
共-③	発電所前面の海面上での油膜確認	志賀原子力発電所前面の海面上に、油膜（約 5 m × 10m）が浮いていることを確認。 2 号機主変圧器周辺の側溝に油膜が確認され、そ

		の下流側の確認により、前面の海面上に、油膜（約 100m×30m、推定約 6 リットル）が浮いていることを確認。
共-④	外部電源（送電線・変電所設備）の状況	（赤住線 66kV 1 回線） ・送電線の絶縁用の碍子の欠損（1 箇所）、ジャンパ線（鉄塔前後の碍子装置間をつなぐ電線）の素線切れ（1 箇所）を確認。 [No.5 鉄塔：6 個のうち 1 個欠損] [No.3 鉄塔：素線 30 本中 5 本断線] ・赤住線No.10 鉄塔のジャンパ部接続端子の変形（1 箇所）を確認。 （志賀中能登線 500kV 2 回線） ・中能登変電所内の GIS（ガス絶縁開閉装置）のブッシング（絶縁用の碍管）の破損、送電線の絶縁用の碍子の欠損（2 箇所）を確認。 [2 号線開閉所引留鉄構：53 個中 4 個欠損] [1 号線No.2 鉄塔：36 個中 1 個欠損] ・志賀中能登線は 2 回線中 1 回線が使用可能であるが、2 号機主変圧器が使用不可であり、受電できない。

- 3 上記のとおり能登半島地震により、志賀原発に多くのトラブルが発生したにもかかわらず、被告は、外部電源や必要な監視設備、冷却設備及び非常用電源等の機能を確保しており、原子炉施設の安全確保に何ら問題は生じていないと強弁しており（被告準備書面（37）3 頁）、安全思想の欠如を示している。

上記トラブルは、いずれも軽視できるものではなく、想定内の地震動であったにもかかわらず、これだけ多くのトラブルが発生していること自体が問題である。志賀原発が稼働していたとしたら、震央がもう少し志賀原発に近かったとしたら、より深刻なトラブルが生じ、重大事故に至っていた可能性が十分にあった。

上記に加え、以下では、外部電源喪失の危険性（第2）、シビアアクシデント対策の不備（第3）及び被告の技術的能力の欠如（第4）が能登半島地震により改めて浮き彫りになったことについて主張する。

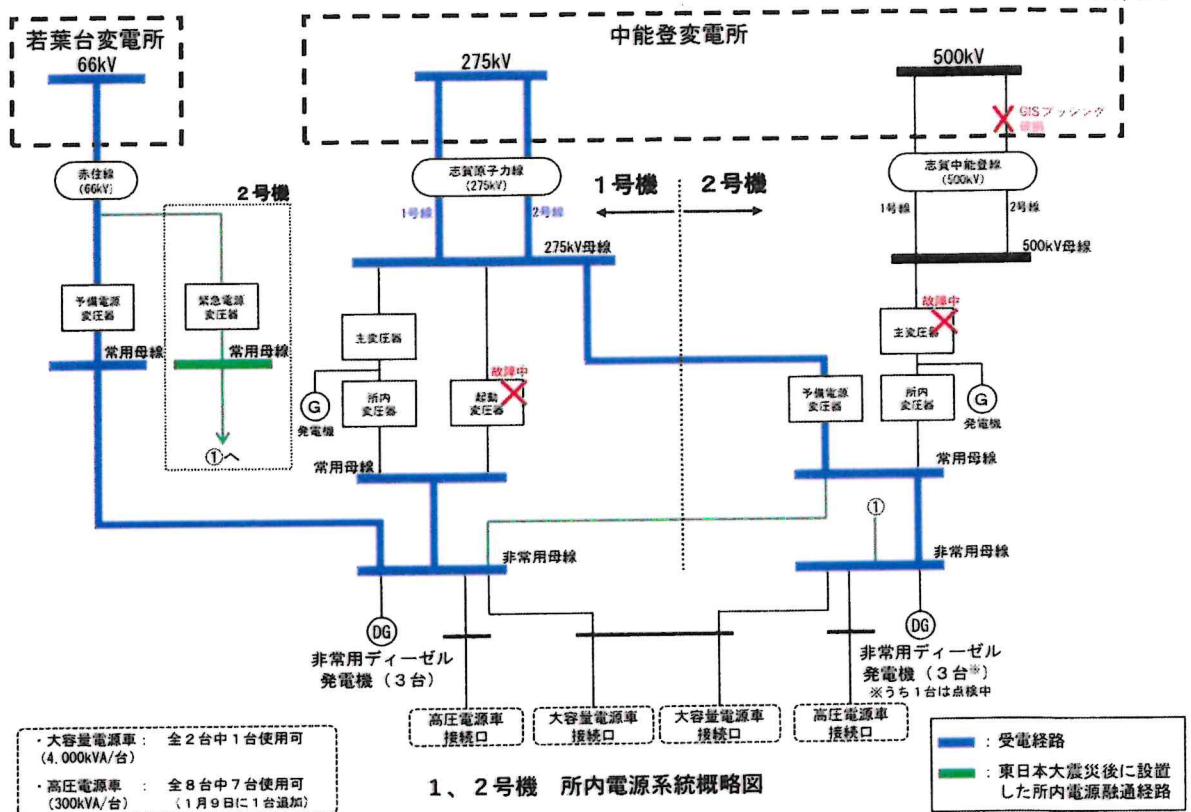
第2 外部電源喪失の危険性

1 能登半島地震における外部電源の喪失

能登半島地震により、志賀原発では、変圧器の油漏れが生じ、外部電源の一部から受電できないという事態が生じた。1号機では、変圧器から絶縁油約3600ℓが漏れ、275kVの志賀原子力線の受電ができなくなり、予備電源変圧器に切り替え、66kVの赤住線からの受電となり、外部電源の多重性が失われる状況になった。2号機では、変圧器から絶縁油約1万9800ℓが漏れ、また、500kVの志賀中能登線2回線の機器の破損により同回線から受電ができなくなり、予備電源変圧器に切り替え、275kVの志賀原子力線からの受電に切り替えた。（甲A171・10～11頁）ここでは、志賀原発が稼働しておらず、必要な電力が大きくなかったことが幸いした。

変圧器は、未だに復旧しておらず、復旧には少なくとも2年以上かかる見込みである。

地震後の受電状態（1号機：66kVより受電、2号機：275kVより受電） 添付資料2
(1/2)



志賀原発の変圧器が要求された耐震安全性を有していなかった可能性については第59準備書面で述べたとおりであるが、能登半島地震により外部電源が一部喪失した根本的な原因は、福島第一原発事故で外部電源確保の重要性が再認識されたにもかかわらず、原子力規制委員会が外部電源系、特に変圧器の耐震重要度分類をCクラス（建築基準法で規定される地震力と同等の耐震性。SクラスはCクラスの3倍の耐震性が求められる。）に据え置いているためである。原子力規制委員会は、能登半島地震による志賀原発の変圧器の損傷を経験してもなお、耐震重要度分類の見直しを行おうとしていない。

2 福島第一原発事故で明らかになった外部電源確保の重要性

福島第一原発1号機から3号機では、東北地方太平洋沖地震とそれに引き続き発生した津波によって全交流電源喪失の事態に陥り、重大事故に至った。他

方、福島第二原発1号機及び2号機は、外部電源がかろうじて1回線残ったことによって重大事故を免れた（甲B1・171～177頁）。福島第一原発事故においては、津波による非常用ディーゼル発電機の浸水がクローズアップされがちであるが、そもそも外部電源が確保されていれば、全交流電源喪失という事態は生じなかったものであり、国の原子炉安全基準・指針専門部会指針等検討小委員会も、外部電源系の重要度分類の見直しを提言していた（甲B431）。

しかし、新規制基準においては、上記外部電源系の重要度分類の見直しは行われず、先送りにされた。2013年4月4日に開催された新規制基準検討チーム第21回会合において、「7月以降の検討課題について」（甲B432）が配布され、重要度分類及び耐震重要度分類の見直しが今後の検討課題とされた。

福島第一原発事故の教訓を踏まえた国の上記提言からすれば、外部電源の信頼性を高め、耐震性を向上すること、そのために重要度分類及び耐震重要度分類の見直しを行い、新規制基準に盛り込むべきであり、今後の課題とすべきではなかった。百歩譲って、新規制基準策定当時は今後の課題とすることがやむを得なかったとしても、新規制基準の策定から10年以上が経過しているにもかかわらず、課題を放置し、原発の再稼働を進めているのが原子力規制委員会である。

この点、福井地方裁判所平成26年5月21日大飯原発3、4号機運転差止判決及び福井地方裁判所平成27年4月14日高浜原発3、4号機運転差止仮処分決定は、新規制基準が外部電源について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにしていなかったことを問題視し、かかる方策をとらなければ原発の脆弱性は解消されない旨判示しているところ、東京大学地震研究所の額額一起名誉教授は、上記福井地裁判決の判断は、「科学的に正しいように見える」と述べている（甲B433）。また、大津地方裁判所平成28年3月9日高浜原発3、4号機運転差止仮処分決定は、外部電源を耐震Cクラスに留め置くのな

ら、電源事故が発生した際の備えは、相当に重厚で十分なものでなければならぬ旨判示している。

志賀原発についても、上記のとおり不合理な新規規制基準の下、外部電源系の耐震重要度は見直されていない。

3 変圧器の重要性

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生後、福島第二原発全号機が唯一生き残った富岡線1号から電源を得るためには、高起動変圧器を通過しなければならなかったが、このボトルネックとなった高起動変圧器が地震による損傷を受けており、コンサベータ（膨張タンク）から油漏れを起こしていた。幸い、変圧器としての機能に致命的ではなかったと思われるが、他の重要機能に損傷が及び変圧器が遮断されてしまった場合には、既に全ての非常用ディーゼル発電機を喪失していた1、2号機においては、全交流電源喪失に陥り、重大事故に至っていた可能性があった。（甲B1・174～175頁）

上記福島第二原発で発生した事象から、電源確保において変圧器がボトルネックになるという重要性が認識されていたにもかかわらず、被告は、これを教訓とせず、何らの対策を講じなかった結果、能登半島地震により変圧器の機能を喪失するという事態を招いた。

そして、被告は、能登半島地震による変圧器の機能喪失という経験を経てもなお、変圧器について、共振対策という弥縫策を講じるにとどまっており、Sクラスと同程度の耐震性を持たせるといった根本的な対策を講じることの検討すら行っていない（被告準備書面（37）18頁）。

4 非常用電源の不確実性

これに対し、被告は、原子力発電所の安全設計においては、外部電源が喪失した場合を前提とした諸対策が実施されており、安全性の確保という観点からは、非常用電源が重要であって、これに格段の信頼性を持たせたいと主張す

る（被告準備書面（３７）２０頁）。

しかし、非常用ディーゼル発電機は、外部電源系の機器と比しても、故障・トラブルの危険性を多く孕む機器であり、現に、２０２４年１月１６日に発生した志賀町震度５弱の地震後の保安確認措置として、志賀原発の高圧炉心スプレディーゼル発電機を試運転したところ、自動停止するというトラブルが発生している（甲Ａ１７１・４頁）。また、国内の原発の非常用ディーゼル発電機について２４時間連続運転試験を実施したところ、１７台中２台にトラブルが発生したという結果が報告されている（甲Ｂ４３４）。

そもそも、海外では非常用ディーゼル発電機の健全性を確認するために２４時間運転を行うことが通常である一方、国内では８時間運転で確認するにとどまっており、その健全性の確認作業として不十分であることは、上記のとおり２４時間連続運転試験により１７台中２台にトラブルが発生したという結果からも明らかである。また、非常用ディーゼル発電機の耐用年数も定かでなく、経年劣化の危険性も指摘されている（甲Ｂ４３５・３３～３４頁）。

このような非常用ディーゼル発電機の不確実性を踏まえれば、重大事故の発生を防ぐためには、被告のように外部電源の喪失を当然の前提とするのではなく、外部電源の耐震性向上を図ることが不可欠である。

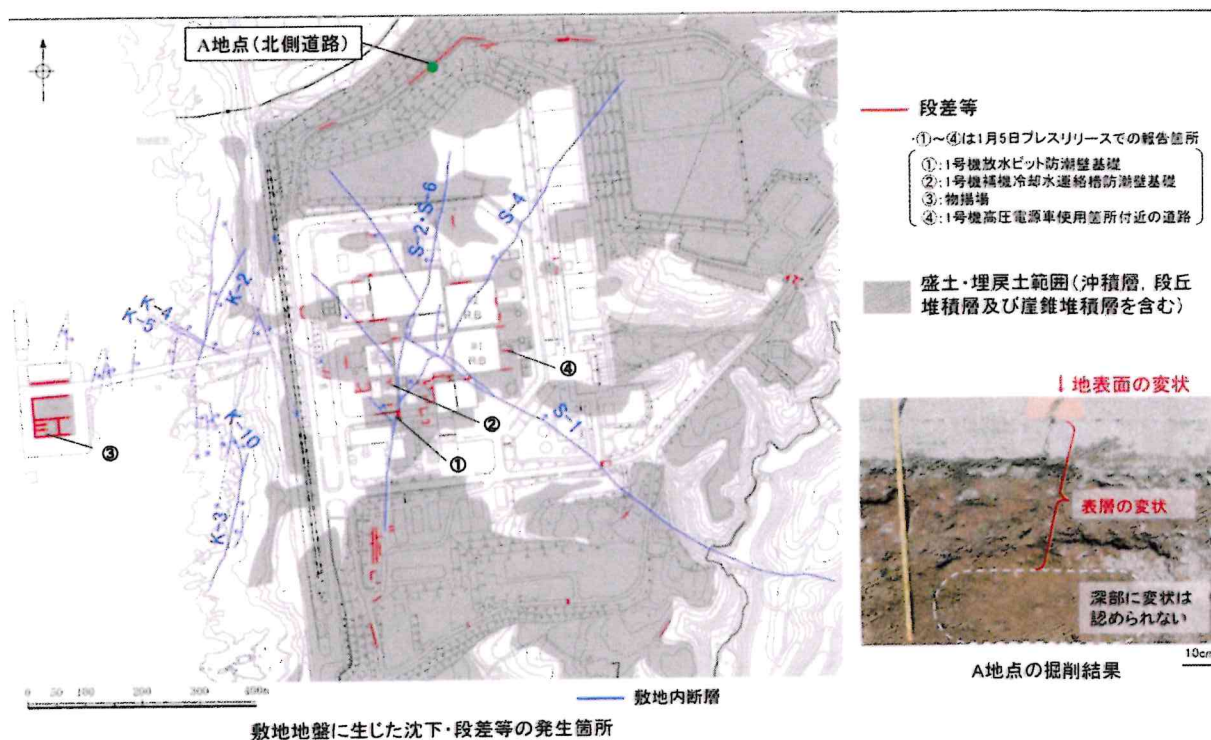
５ 小括

以上のとおり、被告は、福島第一原発事故及び福島第二原発で生じた事象から学ぶべき教訓に学ばず、さらには、能登半島地震を経験してもなお、志賀原発の外部電源、特に変圧器の耐震性について、Ｓクラスと同程度の耐震性を持たせるといった根本的な対策を講じることの検討すら行っていないことから、運転中の志賀原発が大地震に襲われたときは、外部電源喪失という事態を招く危険性が高く、重大事故に至る具体的危険性が認められる。

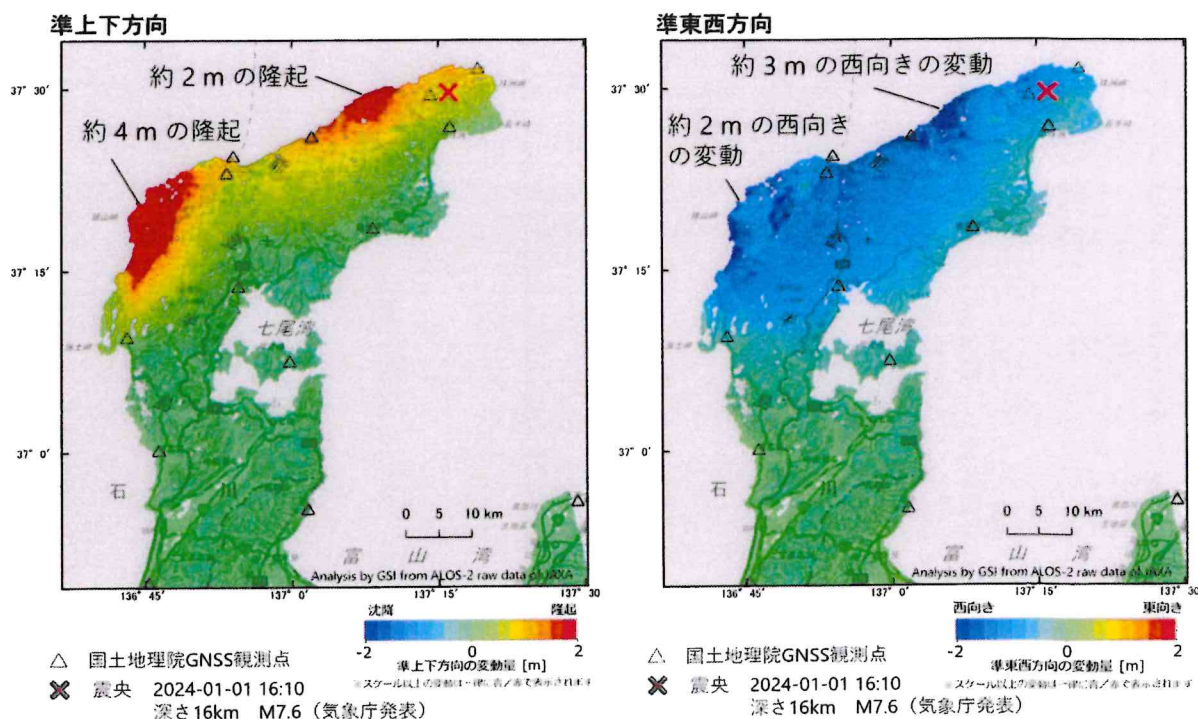
第3 シビアアクシデント対策の不備

1 能登半島地震により生じた事象

能登半島地震により、志賀原発電所敷地内の79か所の地点で地盤沈下が生じており、高圧電源車の使用箇所付近でも段差が発生し、物揚場の埋立部においては約35cmの段差が発生した（甲A171・3、9頁）



また、能登半島地震により、輪島観測点（国土地理院）で 西南西方向に1.2m 程度の変動、1.1m 程度の隆起が見られるなど、能登半島を中心に広い範囲で地殻変動が観測された。また、陸域観測技術衛星「だいち2号」が観測した合成開口レーダー画像の解析によると、輪島市西部で最大4m 程度の隆起、最大1m 程度の西向きの変動が検出された。



原告ら第57準備書面及び第59準備書面で述べたとおり今後発生する地震によって志賀原発電所敷地内においても上記のような隆起が発生する相当程度の可能性があるといえる。

2 可搬型設備の耐震要求の不足

新規制基準におけるシビアアクシデント（重大事故等）対策は、可搬型ポンプ、電源車、放水車等の可搬型設備が中心となっているが、これらの設備自体の耐震安全性は要求されていない。

そして、可搬型設備の設置場所及びアクセスルートについても耐震安全性は要求されていない。

上記のとおり能登半島地震により高圧電源車の使用箇所付近でも段差が発生しており、今後発生する地震により可搬型設備の設置場所やアクセスルートに段差、隆起等が発生し、可搬型設備が機能しない危険性があることが改めて明らかになった。

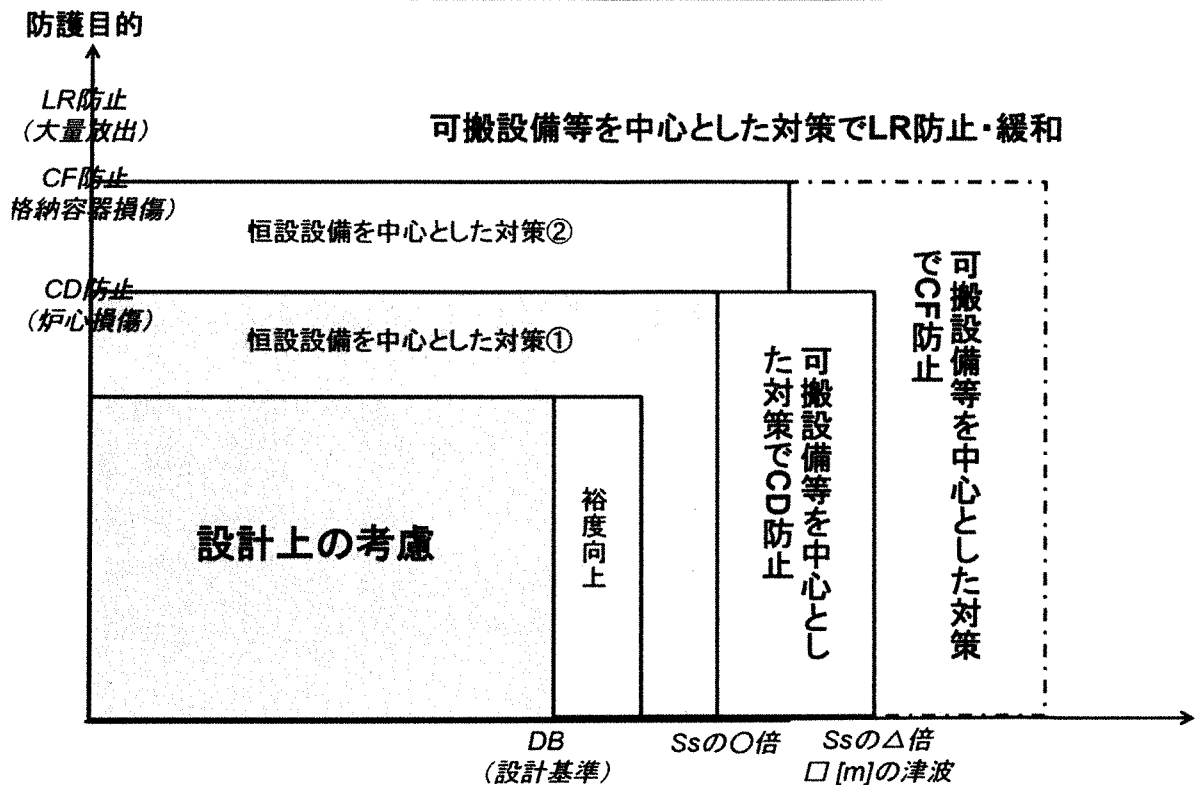
3 恒設設備の位置付けがバックアップ対策にとどまっていること

- (1) 上記のとおり能登半島地震により生じた事象から、今後発生する地震により可搬型設備の設置場所やアクセスルートに段差、隆起等が発生し、可搬型設備が機能しない危険性があることが改めて明らかになったことに加え、可搬型設備は、人的作業に依存するという不確実性があるため、このような不確実性を排除する恒設設備が重要となるが、新規制基準においては、恒設設備の位置付けはバックアップ対策にとどまっている。

すなわち、新規制基準においては、恒設設備である特定重大事故等対処施設及び所内 常設直流電源設備（3系統目）（以下併せて「特重施設等」という。）は、可搬型設備の「バックアップ対策」として設置が求められるものであるとされ、新規制基準の施行日（平成25年7月8日）から5年間設置を猶予する経過措置規定が設けられていたところ、さらに、事業者においてこの猶予期間すらも間に合わなくなったことから、工事計画認可時から5年間とさらなる猶予を認める規則改正が行われ、志賀原発においても、特重施設等は未だ設置されておらず、特重施設等の設置がないままに再稼働することが予定されている。

- (2) しかし、新規制基準検討チームにおいては、特重施設等の恒設設備は、可搬型設備の「バックアップ対策」ではなく、可搬型設備と比して「より確実に対処できる」対策として、「恒設設備ありきで、さらにそれに可搬を足した」案を基に検討が行われていた（甲B436・16、18頁、甲B437・42頁）。

外部事象に対する防護策(イメージ)



その後も、新規制基準検討チームにおいては、特重施設等の恒設設備が可搬型設備の「バックアップ対策」として位置付けられることはなかったが、平成25年3月19日に開催された平成24年度原子力規制委員会第33回会議において、田中俊一委員長の「私案」として、「シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップ対策については、施行後5年までに実現を求める」ことが提案され、この「バックアップ対策」の中に特重施設等の恒設設備が入る旨説明され（甲B438・2頁、甲B439・30～31頁）、その後、この田中委員長の「私案」どおりに特重施設等設置の猶予期間が認められることになった。

- (3) 新規制基準検討チームの平野雅司原子力安全基盤機構総括参事が次のように述べるとおり、可搬型設備では対応できない事態も想定されるところ、欧州でも導入されている頑健性及び信頼性が高い恒設設備を導入することは合

理的であり(甲B205・42～43頁)、このような特重施設等を可搬型設備の「バックアップ対策」と位置付け、特重施設等が設置されないままに再稼働を認める新規制基準に合理性は認められない。

それで、恒設設備を中心とした対策の話なのですが、これがずっと出っ張っているということは、上の17ページのフィルター付きベントのついたこのシステムというのは、非常にロバストネスを高めてある。頑健性がすごい、ごちごちの施設であると、そういうふうに理解するだろうと。ドイツで言えばヴァンガードシステムだとか、フランスで言えばハードンドコアとか、そういうものを提案する。導入する。新たに作るということを提案されていると。それは今梶本さんが言われたように、非常に早いトランジェントに対しては、可搬式のものでは対応できないだろうということと、それからこういった信頼性の高い、堅牢性が強いだけでなく、信頼性の高い(引用者注:文脈上、この「信頼性の高い」は、「恒設の設備」を形容するものであると考えられる。)可搬式のものよりも、そういった恒設の設備を導入すべきだという考え方があるということだと思います。私個人はその考え方を支持したいと考えています。

- (4) 上記のとおり特重施設等が設置されないままに再稼働を認める新規制基準に合理性は認められない以上、志賀原発が新規制基準に適合していると判断されたとしても、特重施設等を設置しないままに再稼働することは許されない。

4 恒設設備の頑健性の不足

- (1) 仮に、志賀原発に特重施設等が設置されたとしても、以下に述べるとおり、新規制基準の策定過程において、特重施設等の頑健性が歪められたことから、安全性は担保されない。
- (2) 新規制基準検討チームにおいては、特重施設等について、設計基準を超え

る事象に対する対策として位置付け、「基準地震動 S_s による地震力の○倍の地震力に対して安全機能が保持できること」を要求することが検討され（甲 B 4 4 0・11 頁）、次のような議論が行われていた（甲 B 4 4 1・23～25、33～34 頁）。

○平野総括参事

44 ページの特定安全施設の第二号に、特定安全施設は基準地震動及び基準津波に対して安全機能が損なわれないようにというふうに書いてありますので、特定安全施設の、いわゆる設計基準までで設計しなさいという、そういうふうに読めますよね。ですけれども、今、安全評価のところを見る限り、この安全施設によって、例えば地震を考えると、設計基準を超える地震が来た場合に、設計基準対応の施設は使えなくなって、なおかつ特定安全施設も使えないというんだったら意味がないわけですよね。

○安井対策監

私は事務局に属していながら、ここについては前々から賛成できないと申しております。

（省略）

何しろ、設計基準地震動を超える地震が来ないとは限らない。そして、そういう特殊な事態が起こったときの一番最後の砦で格納容器の機能を維持しようということが求められているわけです。それは、従来の設計基準の考え方がそういう論理整理からというのはいざ知らず、現実には、最後のいわば被害拡大防止の施設であります。ですから、当該施設が単に、設計基準地震動や基準津波にもつだけというのでは、先ほどの平野さんのお話ではありませんけれども、何のためにつけるのだというところが、はっきりしないなと思います。

このように特重施設等に基準地震動 S_s を超える地震動に対する頑健性を

要求すべきという新規制基準検討チームの委員の意見を排除し、特重施設等に基準地震動 S_s を超える地震動に対する頑健性を要求していない新規制基準は、不合理である。

5 小括

以上のとおり、能登半島地震により生じた事象から、今後発生する地震により可搬型設備の設置場所やアクセスルートに段差、隆起等が発生し、可搬型設備が機能しない危険性があることが改めて明らかになったが、このような可搬型設備の不確実性を排除する恒設設備は、バックアップ対策という位置付けにとどまっており、特重施設等の設置がなされないまま、志賀原発の再稼働が進められようとしている。また、仮に特重施設等が設置されたとしても、頑健性が不足しており、シビアアクシデント対策として不十分である。

上記のようなシビアアクシデント対策に不備がある状態で志賀原発を再稼働することは許されない。

第4 被告の技術的能力の欠如

1 国会事故調報告書の指摘

福島第一原発事故の国会事故調報告書は、東京電力以外の電力会社が所有する原発で事故が発生していたらという検証を行った結果、被告を名指しして、「本事故の経験から、原子炉事故を収束するために必要な経理的基礎や人的リソース等に関しては全く不十分であり、」「このような経営規模の電力会社が原子炉事故を起こしてしまった場合には、收拾させるプロセスにおいても著しい困難を経験することになり、自力での完遂が頓挫する可能性さえ現実的であると言わざるを得ない。」と指摘している（甲B1・188～189頁）。

2 能登半島地震における被告の対応

原子炉事故を収束するために必要な人的リソース等が全く不十分であるという国会事故調報告書による指摘は、能登半島地震における被告の対応により図らずも正しいものであったことが明らかになった。

- (1) 被告は、変圧器の油漏れについて、当初火災と誤信し、さらに、その後火災ではないことを認識したにもかかわらず、国に「消火し、火が消えた」と報告した（甲A172・7～8頁）。

3. (1) 正確な情報把握・伝達・発信（火災情報）

13

■事象（変圧器での火災発生との誤情報）

16時55分頃 火報発報及び現場運転員から「焦げ臭いにおい」と報告を受けた当直長は、安全サイドに立ち「火災発生」と消防に通報。発電所連絡当番から原子力部へ口頭(TV会議)で「火災発生」を伝達。

原子力部のERC対応者から国(ERC)に「火災発生」と伝達。

17時30分頃 発電所にて現場を再確認した結果、火災ではないことを確認し、発電所連絡当番から原子力部へ口頭(TV会議)で「火災はない」と伝達。この際、ERC対応者は「火が消えた」と誤認①。ERC対応者から国(ERC)に「消火し、火が消えた」と伝達。

20時頃 「火災後消火」との報道を受け、正しい情報が伝わっていないことを認識②。

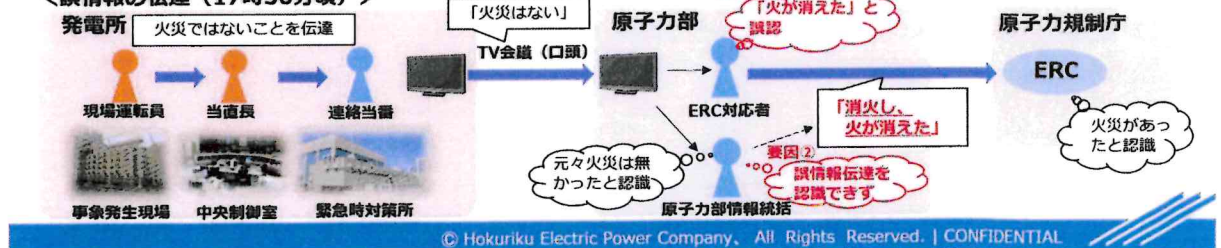
■要因

- ① 地震後、情報が輻輳する状況下で原子力部門内の情報伝達過程で誤って伝わった。
- ② 原子力部内でのERCへ発信した情報の確認・連携・共有不足。

■改善策（訓練等により定着を図る）

- ① 事実を正確に伝達するため、口頭連絡の際には復唱を徹底するとともに、書画装置やweb情報共有ツールにより文字化した情報を伝達。
- ② ERCへの発信情報を紙や電子ファイルで原子力部内で連携・共有し、ERC対応者へフィードバック。

<誤情報の伝達（17時30分頃）>



- (2) 被告は、取水槽内の海水面の上昇について、当初水位計のデータを取得できず、また、当直長が津波による約3mの海水面の上昇を問題ないと考えて報告を行わなかったことなどにより、「津波による水位上昇はなかった」と誤った発表を行った（甲A172・8～9頁）。

3. (2) 正確な情報把握・伝達・発信（津波情報）

14

■事象（津波情報の訂正）

(1月1日) 【取水槽の水位上昇は約3m、物揚場付近の水位計のデータは伝送不調のため取得出来ず（取得後1月9日に公表）】
当直長は取水槽での津波による水位上昇（約3m）を確認したが、設備への影響がなかった（**発電所の安全性に影響を与えない情報だった**）ことから能動的に発信を行わなかったため、**発電所本部内で情報共有されず**①。（原子力部にも共有なし）

1月2日 原子力部から“取水槽”での津波水位に関する発電所への問い合わせに対し、**発電所は“物揚場付近の水位計”と誤認**②、「津波検出が確認できなかった」と回答。この回答を受け原子力部は「**津波による水位上昇はなかった**」としてプレスで説明③。

1月3日 その後、発電所で取水槽に約3mの水位上昇があったことを確認したため、その旨を公表し訂正。

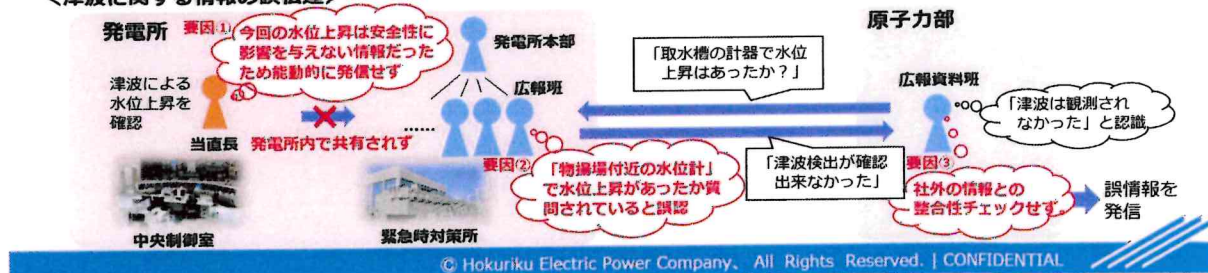
■要因

- ① 発電所の安全性に影響を与えない情報を共有する必要性の認識が不足。
- ② 情報が輻輳する状況下で、発電所・原子力部ともに**依頼内容の正確な情報伝達が不足**。
- ③ エリア内で津波があったにも関わらず、**整合性について注視せず**。

■改善策（訓練等により定着を図る）

- ① 発電所の安全性に影響を与えなくても関心が高い情報については、能動的に組織内に発信することを徹底。
- ② 質問と回答を正確に伝達するため、口頭に加えメモ等で**文字化して伝達し**、web情報共有ツールで**連携・共有**。
- ③ 情報を発信する際、**社外の情報（津波の水位等）との整合性をチェック**。

<津波に関する情報の誤伝達>



(3) 上記以外にも、被告は、2号機の変圧器からの油漏れの量について、当初約3500リットルと発表していたものを5倍以上の約1万9800リットルに訂正したり（甲A171・5頁）、地震発生から2か月もの間、1号機の制御棒関連部品の脱落に気づかない（甲A171・4頁）など、情報把握能力の欠如を露呈している。

(4) この点、原子力規制委員会の山中委員長は、「どんなことが起こる可能性があるのか、あるいは起こっているのかということについての技術者としての想像力とか理解力とかということが、まず基礎力として必要なのではないかなと。その上で正確に情報を伝えるということ、あるいは外部に向けて正確に発信をしていただくということが大切になってくるのかなというところは少し省みていただいて、反省をしていただければと思います。」と述べている（甲A172・23頁）。

3 想定できなかった変圧器の破損

上記のとおり志賀原発で観測した能登半島地震の地震動は、基準地震動を下回る、想定内の地震動であったにもかかわらず、被告は、変圧器の破損を想定していなかった。この点、被告の松田社長も「配管のつなぎ目が共振で、そこから亀裂が生じてという具合で私も聞いて、そこまでなかなか想定していなかったのかというような質問に対しては、そこまではということで、今回これだけの地震、少し長めの震度があるところのようになるということが今になって気づいたのかというのは変な話なのですけれども、気づきましたので、本体とつなぎ目のところは当然対策をしっかりとやっていこうねというのは今回の対策に入れております。」と変圧器の破損が想定外であったことを認めている（甲A 172・14頁）。

変圧器は、外部電源からの受電の要であるにもかかわらず、上記のように想定内の地震動による破損を想定できていなかったことは、被告の技術的能力の欠如を示すものである。

4 人的リソースが全く不十分であること

志賀原発は、福島第一原発事故が発生した2011年以降、約15年もの間運転していない。2011年以前も、臨界事故隠しや様々なトラブルにより長期間運転を停止しており、1号機の稼働率は約39.6%、2号機の稼働率は約13.4%となっている（甲A 173）。

危機管理においては、実務経験が重要になってくるところ、被告の松田社長も「2011年以降に入った人間がもう15年目になりますので、実際に動いているプラントを経験していない人間が相当増えています。」と実務経験不足を認めている（甲A 172・18頁）。

そもそも原子力関連の人材が不足していることについても、被告の松田社長は認めている（甲A 172・16～17頁）。

このように国会事故調報告書が指摘する被告の「原子炉事故を収束するために必要な人的リソースに関しては全く不十分であること」は明らかである。

5 原子炉等規制法の要求

原子炉等規制法は、発電用原子炉設置者の許可基準として、「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」を要求している（第43条の3の6第1項第3号）。

上記のとおり被告の技術的能力の欠如が明らかになった以上、そもそも被告には志賀原発を設置する資格がなく、志賀原発の運転は差し止められなければならない。

以上